

### Ⅲ パンフレット

## 「女子学生のみなさんへ はたらく ぐらす 見つめよう 私のライフプランニング」

文部科学省では、有識者からなる「女性のライフプランニング支援総合推進委員会」を設け、女性が主体的な働き方を選択していくことができるように多様な選択肢の存在やワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供し、長期的な視点で自らの人生設計(ライフプランニング)をもてるよう女性のライフプランニング支援に関する事業を行っています。

その一環として、下記のパンフレットを作成いたしました。

内容につきましては、文部科学省ホームページを御覧いただくか、文部科学省男女共同参画学習課ホームページ「男女共同参画社会の推進のために」を御覧ください。

また、冊子が御必要な場合は、文部科学省男女共同参画学習課に御連絡ください。



- ・ 入社1～3年目の女性に聞いた10の質問  
「働くこと」ってなんですか？
- ・ 女性のためのライフプランニング座談会  
女性のライフプランニング支援の識者が語る「女性が働く」ということ
- ・ 生涯にわたり女性が学習するという事  
人生を豊かにするための生涯学習 ～ライフプランニングの視点から
- ・ 今、女性にとって働きやすい職場とは  
女子学生たちが知っておきたい、よりよい職場環境
- ・ 「女性のライフプランニング支援総合推進委員会」から就職を控える女子学生の皆さんへ

# 「女子学生のみなさんへ はたらく くらす 見つめよう 私のライフプランニング」 ワークショップ報告①・②

福岡大学（平成22年度）・東洋大学（平成23年度）の御協力のもと、ワークショップを開催いたしました。

内容につきましては、文部科学省ホームページを御覧いただくか、文部科学省男女共同参画学習課ホームページ「男女共同参画社会の推進のために」を御覧ください。

また、冊子が御必要な場合は、文部科学省男女共同参画学習課に御連絡ください。

女子学生のみなさんへ  
**はたらく くらす 見つめよう  
私のライフプランニング**

女性のライフプランニング支援  
総合推進事業  
ワークショップ 報告

就職を控えた皆さんが  
結婚、出産、育児等の  
各ライフイベントを見据えて将来像を描き、  
「働くこと」「住むこと」を考える助けとなるような  
ワークショップを開催しました。  
ワークショップではライフプランニングに関する職業や  
身近なロールモデルによる体験談などを通じて、  
皆さんと一緒に女性が働くこと、  
生きることを考えていきます。

日程：平成22年11月1日(月)16時20分～17時50分  
場所：福岡大学 8号館 831教室  
主催：文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課  
協力：福岡大学 就職・進路支援センター

日程：平成22年11月1日（月）

場所：福岡大学

## 1 講義「女性が働く」ということ

講師：矢島 洋子氏

（三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
経済・社会政策部公共政策グループ主任  
研究員）

## 2 ロールモデルによる体験談「働くこと」 って何ですか？

コーディネーター：矢島 洋子氏

ロールモデル：田中奈緒美氏

（株式会社石村萬盛堂）

村岡 麗氏

（株式会社地域情報センター）

## 3 学生による気づきについて発表

女子学生のみなさんへ  
**はたらく くらす 見つめよう  
私のライフプランニング**

女性のライフプランニング支援  
総合推進事業  
ワークショップ 報告②

就職を控えた皆さんが  
結婚、出産、育児等の  
各ライフイベントを見据えて将来像を描き、  
「働くこと」「住むこと」を考える助けとなるような  
ワークショップを開催しました。  
ワークショップではライフプランニングに関する職業や  
身近なロールモデルによる体験談などを通じて、  
皆さんと一緒に女性が働くこと、  
生きることを考えていきます。

日 程：第1回 平成23年10月27日(木)  
第2回 平成23年11月24日(木)  
場 所：東洋大学 白山キャンパス  
(第1回：3号館 第2回：5号館)  
主 催：文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課  
協 力：東洋大学 経営学部会計ファイナンス学科  
経済学部総合政策学科

日程：平成23年10月27日（木）

平成23年11月24日（木）

場所：東洋大学

## 1 「なりたい私になるためのパーソナル・ ブランディング～”私らしさ”の築き方～」

講師：西根 英一氏

（株式会社マッキンゼーヘルスケアワールドワ  
イドジャパン 最高知識責任者）

## 2 「夢支え合うライフプランニング～”パート ナーシップ”の築き方～」

講師：安田 順氏

（学びサポーター・教育学博士）

## 3 学生のアンケートより



## IV 参 考 资 料

# 女性のライフプランニング支援総合推進事業実施委託要綱

平成21年2月18日

生涯学習政策局長決定

## 1. 趣旨

女性が社会で活躍するに当たり、主体的な働き方を選択していくことができるよう、多様な選択肢の存在や、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供することにより、女性が自己の可能性やライフステージ別の自己イメージを若い時期からもてるよう、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行うための事業を実施する。

## 2. 委託業務の内容

下記（１）及び（２）を実施する。

### （１）連絡協議会の設置

事業の円滑な運営を図るため、行政、民間企業、地域住民、学校、NPO等で構成する連絡協議会を設置し、関係機関との連携・協力の推進、地域における女性のライフプランニング支援の在り方についての検討、女性のライフプランニング支援の取組の実施及び検証等を行う。

### （２）女性のライフプランニング支援の取組

地域における女性のライフプランニング支援の自立的なサービスの提供に資する事業を実施する。具体的には、以下のような事業が考えられる。

ア それぞれの女性が長期的な視点に立って、就職・結婚・妊娠・出産といったライフイベントを視野に入れて、自らの人生設計を行う「ライフプランニング」を支援する事業

イ 女性のライフプランニング支援の体制整備に資する研究

ウ その他、事業の趣旨に沿った取組

## 3. 業務の委託先

行政、民間企業、地域住民、学校、NPO等で構成する連絡協議会の事務局を担う団体とする。

## 4. 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から同年度の3月19日までとする。

## 5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとするときは、実施計画書（別紙1）を文部科学省に提出する。  
なお、法人格を有していない団体（任意団体）の場合は、履行体制の確保のため、構成員、会計基準等の必要な事項（任意団体に関する事項）が記載された書面を提出し、文部科学省の承認を受けなければならない。
- (2) 文部科学省は、有識者等で構成する審査評価委員会を設置し、審査評価委員会において上記により提出された実施計画書の審査を行った上で委託先を選定し、実施計画書の内容が適切であると認めた場合、団体に対し本事業の実施を委託する。

## 6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、賃金、雑役務費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 本事業における委託経費の支払いは、実施報告書（別紙2）に基づきその額が確定した後に支払う精算払いを原則とする。ただし、事業完了前に必要があると文部科学省が認めるときは、委託費の全部または一部を概算払いすることができる。
- (3) 文部科学省は、委託先団体が委託要綱等の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。
- (4) 委託先団体は、実施計画を変更する場合、または所要経費の費目（諸謝金等）間流用をする場合は文部科学省に計画変更を申請し、その承認を受けるものとする。  
ただし、当初費目ごとに配分された経費の20%以内の変更（20%を超える変更であっても、その金額が5万円未満の場合を含む。）をする場合は必要がないものとする。
- (5) 代表者及び所在地等の変更を必要とする場合及び事業の継続が不可能になった場合等は速やかに文部科学省へ連絡し指示を受けるものとする。

## 7. 再委託

委託事業の全部または一部を再委託することはできないものとする。

## 8. 業務の評価・検証について

委託先団体は、地域における女性のライフプランニング支援の自立的なサービスの提供に資する事業を行うことで、女性が社会で活躍するに当たり、主体的な働き方を選択していくことができるよう、事前評価、実績評価を行い、さらに本事業によって得られた成果等の普及に努めなければならない。

## 9. 業務完了の報告

委託先団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、実施（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は委託を受けた期間の属する年度の3月19日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。

## 10. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9.により提出された実施報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、委託先団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 11. 著作権

- (1) 委託先団体は、本委託事業により発生した著作権がある場合には、原則として、本委託事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。ただし、本委託事業の実施により委託先団体が作成したパンフレット・チラシ・資料・報告書等これらに類するものの著作権は、委託先団体に帰属させるものとする。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、文部科学省が必要と認めるときは、委託先団体は、無償にて文部科学省が使用することを許諾するものとする。

## 12. その他

- (1) 文部科学省は、委託先団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、委託先団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要綱に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。



# 女性のライフプランニング支援総合推進事業実施委託要綱

平成22年3月24日  
生涯学習政策局長決定

## 1. 趣旨

女性が社会で活躍するに当たり、女性が自己の可能性やライフステージ別の自己イメージを若い時期からもち、主体的な働き方を選択していくことが必要である。

そのためには、多様な選択肢の存在や、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供し、各ライフイベントにおいて女性が直面する問題や多様な働き方を可能とする支援が必要である。

本事業においては、女性のライフプランニング支援に関する学習プログラムを開発し、各地域において試行し、その結果をとりまとめる。また、ライフプランニングに資するための基礎的データを収集し、分析し、これらの成果をもって、今後の地域における女性のライフプランニング支援の促進を図る。

## 2. 委託業務の内容

地域における女性のライフプランニング支援に資する事業として以下の取組が考えられる。

### (ア) ライフプランニング支援に係る学習プログラムの開発

既存の統計データ、先行調査研究等を基に対象層のニーズを明らかにし、女子学生、雇用されている女性、子育て中の女性、不就労で生活困難を抱える若年女性等を対象として、各ライフステージにおける女性のライフプランニング支援に係る学習プログラムを開発・試行する。さらに、試行の結果を踏まえ学習プログラムの有効性・留意点等を取りまとめ、報告書を作成する。

### (イ) ライフプランニング支援に資する調査研究

ライフプランニングに資するため、女性のライフプランニングをテーマとし、基礎的データを収集し、分析する。

### (ウ) その他、事業の趣旨に沿った取組

## 3. 業務の委託先

民間団体（以下、「委託先団体」とする。）

なお、業務の内容から、下記のような団体に委託することがふさわしいと考える。

- (1) 男女共同参画センター等を運営する民間団体
- (2) 民間調査会社や調査研究事業を実施するNPO 等

## 4. 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から同年度の3月18日までとする。

## 5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとするときは、実施計画書（別紙1）を文部科学省に提出する。

なお、法人格を有していない団体（任意団体）の場合は、履行体制の確保のため、構成員、会計基準等の必要な事項（任意団体に関する事項）が記載された書面を提

出し、文部科学省の承認を受けなければならない。

- (2) 文部科学省は、有識者等で構成する審査評価委員会を設置し、審査評価委員会において上記により提出された実施計画書の審査を行った上で委託先を選定し、実施計画書の内容が適切であると認めた場合、民間団体に対し本事業の実施を委託する。

## 6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、賃金、雑役務費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 本事業における委託経費の支払いは、実施報告書（別紙2）に基づきその額が確定した後に支払う精算払いを原則とする。ただし、事業完了前に必要があると文部科学省が認めるときは、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。
- (3) 文部科学省は、委託先団体が委託要綱等の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (4) 委託先団体は、実施計画を変更する場合、又は所要経費の費目（諸謝金等）間流用をする場合は文部科学省に計画変更を申請し、その承認を受けるものとする。  
ただし、当初費目ごとに配分された経費の20%以内の変更（20%を超える変更であっても、その金額が5万円未満の場合を含む。）をする場合は必要がないものとする。
- (5) 代表者及び所在地等の変更を必要とする場合及び事業の継続が不可能になった場合等は速やかに文部科学省へ連絡し指示を受けるものとする。

## 7. 再委託

委託事業の全部又は一部を再委託することはできないものとする。

## 8. 業務完了の報告

委託先団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、実施（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は委託を受けた期間の属する年度の3月18日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。

## 9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8.により提出された実施（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10. 著作権

- (1) 委託先団体は、本委託事業により発生した著作権がある場合には、原則として、本委託事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。ただし、本委託事業の実施により委託先団体が作成したパンフレット・チラシ・資料・報告書等これらに類するものの著作権は、委託先団体に帰属させるものとする。
- (2) 上記（1）の規定にかかわらず、文部科学省が必要と認めたときは、委託先団体は、無償にて文部科学省が使用することを許諾するものとする。

#### 1 1. その他

- (1) 文部科学省は、委託先団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、委託先団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要綱に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

## 女性のライフプランニング支援総合推進委員会委員

平成21年度

加藤 直子	埼玉県男女共同参画課長
宿谷 昇司	NPO法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク
三輪 建二	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 公共経営・公共政策部 生活・福祉グループ主任研究員
渡辺三枝子	立教大学大学院ビジネス・デザイン研究科教授（特任）
(オブザーバー) 久保 真季	独立行政法人国立女性教育会館事務局長

(50音順) (敬称略)

平成22年度

宿谷 昇司	NPO法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク 事務局長補佐
三輪 建二	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 経済・社会政策部 公共政策グループ主任研究員
渡辺三枝子	立教大学大学院ビジネス・デザイン研究科教授（特任）
(オブザーバー) 久保 真季	独立行政法人国立女性教育会館理事

(50音順) (敬称略)

平成23年度

宿谷 昇司	NPO法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク ネットワーク事業担当部長
三輪 建二	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科 人間科学系 教授
矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 経済・社会政策部 公共政策グループ主任研究員
渡辺三枝子	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科特任教授 総長室調査役

(50音順) (敬称略)